

令和3年度 第1回臨時庁議 次第

日時：令和3年8月23日（月）午後4時00分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 乙黒拓斗選手への市民栄誉賞授与について（総合政策部）

4 その他

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和3年8月23日提出	
件名	乙黒拓斗選手への市民栄誉賞授与について	部局名	総合政策部
概要	<p>今夏行われた東京2020オリンピック競技大会、レスリング男子フリースタイル65キロ級で笛吹市石和町出身の乙黒拓斗選手が優勝し、金メダルを獲得した。</p> <p>笛吹市市民栄誉賞表彰規則は、広く市民に敬愛され、社会に夢と希望を与え、笛吹市の名を高めたものについて、その栄誉をたたえ、市民栄誉賞を贈り、もって市民のふるさと意識の高揚に資することを目的としており、乙黒拓斗選手の偉業は、表彰に値すると認められるため、市民栄誉賞を授与する。</p> <p>※添付資料 笛吹市市民栄誉賞表彰規則、笛吹市市民栄誉賞受賞者調書</p>		
経過	<p>辻村深月氏が、第147回直木賞を受賞したことを受け、平成24年8月の庁議（当時は経営会議）において、笛吹市市民栄誉賞表彰規則を制定するとともに、辻村氏に市民栄誉賞を授与することを協議し、決定した。</p> <p>平成24年10月12日 市施施行8周年記念式典で、辻村氏に授与した。これまでに、市民栄誉賞を授与されたのは辻村氏だけである。</p>		
問題・課題	<p>規則第5条第2項において、「表彰に当たっては、記念品又は褒賞金を添えることができる。」こととなっている。</p> <p>辻村氏の時には、表彰盾と記念品を添えた。</p>		
対応策	<p>1 本人に、表彰を受ける意思があるため、8月30日(月)午前(又は9月2日(木)午後)に市役所で授与式を行う。</p> <p>2 今後の更なる活躍を期待し、強化費(トレーニング用品購入、遠征費など)に充ててもらうため、褒賞金として100万円を添える。</p>		
協議結果	【協議事項確認了】		

○笛吹市市民栄誉賞表彰規則

平成24年8月16日

規則第17号

改正 平成30年3月26日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、広く市民に敬愛され、社会に夢と希望を与え、笛吹市の名を高めたものについて、その栄誉をたたえ笛吹市市民栄誉賞(以下「市民栄誉賞」という。)を贈り、もって市民のふるさと意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰者)

第2条 市民栄誉賞の表彰(以下「表彰」という。)は、市長が行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、市長がこの表彰の目的に照らして表彰することが適当と認めるものに対して行う。

(表彰の選考)

第4条 表彰の選考は、庁議に付議して行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、個人表彰又は団体表彰とし、市民栄誉賞を授与して行う。

2 表彰に当たっては、記念品又は褒賞金を添えることができる。

3 表彰を受けたものの氏名又は名称及び業績は、広報ふえふき及び市ホームページにより公表する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、市制施行記念式典において行う。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月26日規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。